Article 29
Duration and Termination

1. This Agreement shall remain in force for an indefinite period. Either Contracting State may give to the other Contracting State, through diplomatic channels, written notice of termination of this Agreement. In that event, this Agreement shall remain in force until the last day of the twelfth month following the month in which the termination was notified.

2. If this Agreement is terminated in accordance with paragraph 1 of this Article, rights regarding entitlement to and payment of benefits acquired under this Agreement shall be retained.

In witness whereof, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

Done at Tokyo on November 16, 2012, in duplicate in the English language.

For Japan:

玄葉光一郎

For the Republic of India:

Deepa Gopalan Wadhwa

省　令

○農林水産省令第五十号

外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百六十号）の施行に伴い、及び外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第四条第一項の規定に基づき、外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十一日　農林水産大臣　森山　裕

外国人漁業の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「及び総トン数」を「、総トン数、国際海事機関船舶識別番号及び呼出符号」に改める。

第四条中「第三条第二号」を「第四条第二号」に改める。

附　則

この省令は、外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年八月二十日）から施行する。

○農林水産省令第三号
経済産業省令

外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百六十号）の施行に伴い、特定輸入承認の表示に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十一日　農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄

特定輸入承認の表示に関する省令の一部を改正する省令

特定輸入承認の表示に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

「又は第三条第一号の」を「に規定する」に、「わが国」を「我が国」に改める。

附　則

この省令は、外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年八月二十日）から施行する。